

新潟食料農業大学学則（抜粋）

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

（休業日）

第13条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に定める日 (3) 本学の創立記念日
(4) 夏季休業 (5) 冬季休業 (6) 春季休業

2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を変更すること及び臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

（修業年限）

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

（最長在学年限）

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（授業科目）

第22条 本学の授業科目の区分は、教養科目群、基礎科目群、共通科目群、専門基礎科目群、専門科目群とする。

（単位計算方法）

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
(3) 教育上必要があるときは、講義及び演習については30時間の授業、実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とすることができる。
(4) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する規程は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第27条 卒業の要件として履修する科目について、学生が各学期に登録することができる単位数の上限は学科ごとに定め、教授会の議を経て学長が決定する。

2 前項の上限を定める際は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう配慮するものとする。

（成績）

第33条 授業科目の試験の成績は、A+・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

(休学)

第35条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第15条に定める在学年限を超えた者

(3) 第36条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(卒業)

第41条 本学に在学すべき年数以上在学し以下に定める所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

食料産業学部 食料産業学科

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から80単位以上、

専門基礎科目群・専門科目群から48単位以上、合計128単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第42条 卒業した者は、学士の学位を授与する。

食料産業学部 食料産業学科 学士(食料産業学)

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者